

和歌山県消費生活条例施行規則(平成9年規則第30号)新旧対照表

新	旧
<p>(不当な取引行為)</p> <p>第3条 条例第18条第1項第1号に該当する行為で規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) ～ (6) (略)</p> <p>(7) <u>商品等の販売又は訪問購入(条例第18条第1項に規定する訪問購入をいう。以下同じ。)</u>に際して、事業者の氏名又は名称、住所又は所在地その他の事業者を特定する情報を明らかにせず、若しくは偽って、又は他の事業者であると誤認させるような方法で情報を提供して契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>(8) 路上その他の公共の場所において消費者を呼び止め、消費者の進路に立ち塞がり、消費者に付きまとう等の方法により、その場で、又は<u>特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。)</u>第2条第1項第1号に規定する<u>営業所等</u>に誘引して、執ような言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>(9) ～ (12) (略)</p> <p>(13) 商品等の販売若しくは<u>訪問購入</u>の意図を明らかにせず、若しくは商品等の販売若しくは<u>訪問購入</u>以外のことを主要な目的であるかのように告げて消費者に接近し、又はそのような広告等で消費者を誘</p>	<p>(不当な取引行為)</p> <p>第3条 条例第18条第1項第1号に該当する行為で規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) ～ (6) (略)</p> <p>(7) 商品等の販売に際して、事業者の氏名又は名称、住所又は所在地その他の事業者を特定する情報を明らかにせず、若しくは偽って、又は他の事業者であると誤認させるような方法で情報を提供して契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>(8) 路上その他の公共の場所において消費者を呼び止め、消費者の進路に立ち塞がり、消費者に付きまとう等の方法により、その場で、又は<u>営業所等</u>へ誘引して、執ような言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>(9) ～ (12) (略)</p> <p>(13) 商品等の販売の意図を明らかにせず、若しくは商品等の販売以外のことを主要な目的であるかのように告げて消費者に接近し、又はそのような広告等で消費者を誘引して、契約の締結を勧誘し、又は</p>

引して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(14) ～ (21) (略)

第4条 ～ 第5条 (略)

第6条 条例第18条第1項第4号に該当する行為で規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

(1) 消費者のクーリング・オフ(割賦販売法(昭和36年法律第159号)、特定商取引法その他これらに類する法令の規定に基づく契約の申込みの撤回又は契約の解除をいう。以下同じ。)の権利の行使に際し、法令上根拠のない手数料、送料等の支払を要求する等の方法により、当該権利の行使を妨げ、契約の解除、取消し等を妨げる行為

(2) ～ (6) (略)

第7条の2 条例第18条第1項第6号に該当する行為で規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

(1) 訪問購入に係る契約の締結についての勧誘の要請をしていない者に対し、特定商取引法第58条の4の営業所等以外の場所において、当該契約の締結について勧誘をし、又は勧誘を受ける意思の有無を確認する行為

(2) 訪問購入に係る契約についての勧誘に先立って、その相手方に対し、勧誘を受ける意思があることを確認することをしないで勧誘をする行為

(要件)

契約を締結させる行為

(14) ～ (21) (略)

第4条 ～ 第5条 (略)

第6条 条例第18条第1項第4号に該当する行為で規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

(1) 消費者のクーリング・オフ(割賦販売法(昭和36年法律第159号)、特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)その他これらに類する法令の規定に基づく契約の申込みの撤回又は契約の解除をいう。以下同じ。)の権利の行使に際し、法令上根拠のない手数料、送料等の支払を要求する等の方法により、当該権利の行使を妨げ、契約の解除、取消し等を妨げる行為

(2) ～ (6) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(要件)

第15条 条例第18条の7の規定による訴訟に要する費用に充てる資金の貸付け、訴訟を維持するために必要な資料の提供等は、当該訴訟が次の各号のいずれにも該当する場合に行うものとする。

(1) ～ (2) 略

(3) 同一又は同種の原因による被害が多数生じ、又は生じるおそれのある商品等、その取引又は訪問購入に係る訴訟であること。

第15条 条例第18条の7の規定による訴訟に要する費用に充てる資金の貸付け、訴訟を維持するために必要な資料の提供等は、当該訴訟が次の各号のいずれにも該当する場合に行うものとする。

(1) ～ (2) 略

(3) 同一又は同種の原因による被害が多数生じ、又は生じるおそれのある商品等又はその取引に係る訴訟であること。